714—750 J46A	移動　J74　J75F	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10—２による。
	放送　J13A　J75B	放送用	
750—770 J46A	陸上移動 J73A　J75F	公共業務用（700MHz帯高度道路交通システム用） 一般業務用（700MHz帯高度道路交通システム用） 小電力業務用（700MHz帯高度道路交通システム用）	小電力業務用（700MHz帯高度道路交通システム用）への割当ては、別表８—10による。
	放送　J13A　J75B	放送用	
770—806	移動　J74　J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用） 放送事業用 一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10—２による。 一般業務用（特定ラジオマイク用）への割当ては、779—788MHz帯及び797—806MHz帯に限る。放送事業用及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）によるこの周波数帯の使用は、平成31年３月31日までに限る。

を

「

470—710 J32　J46A J75	固定	放送事業用	
	放送　J13A	放送用	
	陸上移動	放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用） 一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）	
	放送　J13B　J73B	電気通信業務用（エリア放送用） 放送用（エリア放送用）	
710—714 J46A	陸上移動　J75F	放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用） 一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）	
	放送　J13A　J75B	放送用	
714—750 J46A	移動　J75F	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10—２による。
	放送　J13A　J75B	放送用	
750—770 J46A	陸上移動　J75F	公共業務用（700MHz帯高度道路交通システム用） 一般業務用（700MHz帯高度道路交通システム用） 小電力業務用（700MHz帯高度道路交通システム用）	小電力業務用（700MHz帯高度道路交通システム用）への割当ては、別表８—10による。
	放送　J13A　J75B	放送用	
770—806	移動　J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用） 放送事業用 一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10—２による。 一般業務用（特定ラジオマイク用）への割当ては、779—788MHz帯及び797—806MHz帯に限る。放送事業用及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）によるこの周波数帯の使用は、平成31年３月31日までに限る。

」

を

「

810—850 J58	移動　J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10—２による。ただし、810—818MHz帯及び843—846MHz帯の使用は、平成24年７月24日までは、810—818MHz帯については940—948MHz帯と、843—846MHz帯については898—901MHz帯とそれぞれ対の二周波方式に限る。
850—860 J58	移動　J58C	一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年７月25日からは930—940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年３月31日までは905—915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。
860—895 J58　J74C	移動　J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10—２による。ただし、860—870MHz帯の使用は、平成24年７月24日までは915—925MHz帯と対の二周波方式に限る。
895—915 J58	移動　J58C　J74D	電気通信業務用（携帯無線通信用） 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用） 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年７月24日までは898—901MHz帯とし、843—846MHz帯と対の二周波方式に限る。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、平成24年７月25日からは別表10—２による。 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）への割当ては、別表７—４による。 簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）によるこの周波数帯の使用は、平成27年11月30日までに限る。 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、905—915MHz帯とし、850—860MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成30年３月31日までに限る。
915—930 J58	移動　J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用） 簡易無線通信業務用 小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用） 一般業務用（移動体識別用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、915—925MHz帯とし、860—870MHz帯と対の二周波方式に限る。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年７月24日までに限る。 簡易無線通信業務用への割当ては、別表７—５による。 小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表９—１による。 小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表９—７による。 一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表６—２による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）及び一般業務用（移動体識別用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年７月25日からとする。ただし、926.1—929.7MHz帯の使用は、この限りでない。

」

を